



「さざんかねっと」(集会施設)のご案内

1.「さざんかねっと」とは

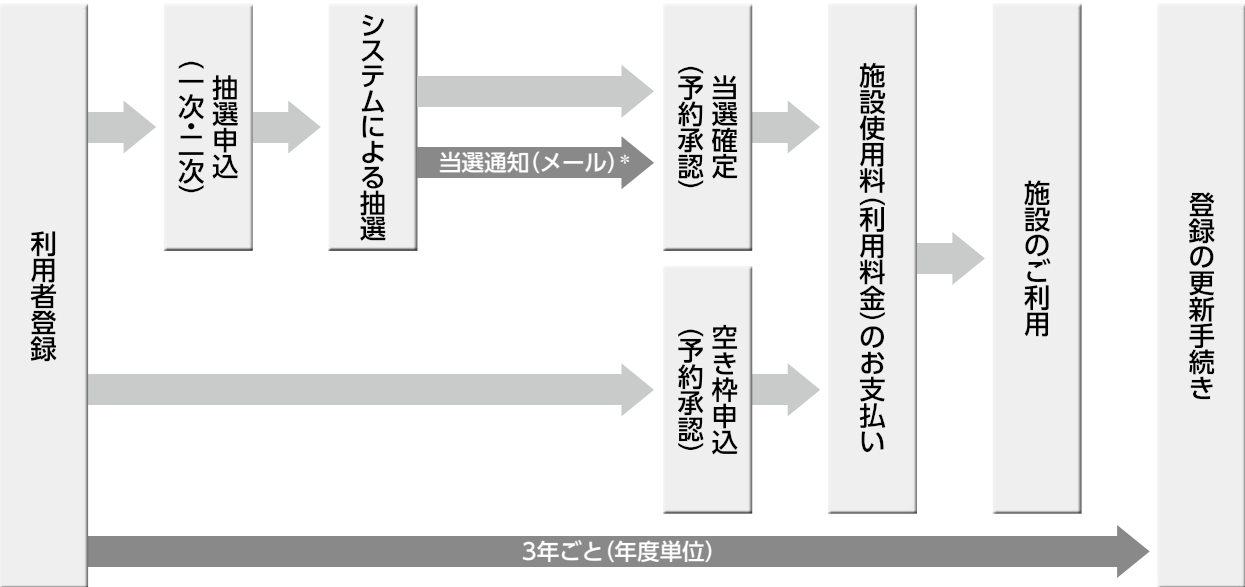
さざんかねっと（杉並区公共施設予約システム）は、区民のみなさんに杉並区の公共施設をより身近なものとして、広く活用していただくために、インターネットを利用して「施設予約」ができるようにしたものです。

ご自宅のパソコンやスマートフォン、また各施設に設置されているタッチパネル式利用者端末を使って、施設の予約や抽選申し込みをしたり、施設の空き状況を調べることができます。**集会施設**、**スポーツ施設**、**学校施設**の三つの部門があり、利用するためには、それぞれ別に事前に利用者登録が必要になります。

このガイドブックは、集会施設についての利用方法、操作方法などを説明しています。スポーツ施設や学校施設についての利用方法などはそれぞれのガイドブックをご覧ください。ただし、地域区民センターの体育室については**集会施設**からの申し込みとなります。

2.さざんかねっとの概要

●集会施設利用予約サービスの概要



*当選通知は、事前にメールアドレスを登録した方に「抽選結果メール」を送信いたします。

3.対象施設

さざんかねっとで利用予約できる施設は以下のとおりです。
各施設の詳細については46ページ以降の施設一覧をご覧ください。

集会施設	◆地域区民センター(*1) ◆区民集会所 ◆区民会館 ◆コミュニティふらっと ◆座・高円寺 ◆セシオン杉並 ◆産業商工会館 ◆勤労福祉会館 ◆大田黒公園茶室 ◆柏の宮公園茶室 ◆角川庭園・幻戯山房(すぎなみ詩歌館)
会議室等 開放施設	◇区民事務所会議室 ◇ゆう杉並(児童青少年センター・男女平等推進センター) ◇児童館(さざんかねっとに登録されている施設のみ) ◇子ども・子育てプラザ和泉 ◇高齢者活動支援センター ◇ゆうゆう館 ◇ウェルファーム杉並(消費者センター) ※貸出を目的としてつくった施設ではないが、会議室など一部を目的外使用として貸出している施設です。 ※政治、宗教、営利を目的とした利用及び政治、宗教、営利団体(会社・企業等)の利用はできません。

*1:荻窪地域区民センターは令和8年6月末(予定)まで改修工事のため休館します。

4.利用方法

「さざんかねっと」には、次の2種類の利用方法があります。

利用方法	申込・確定・取消		空きを探す
	集会室	ホール	
インターネット	24時間*	24時間*	24時間
タッチパネル式 利用者端末	各施設開所時間	各施設開所時間	各施設開所時間

※令和7年3月4日から

- 「さざんかねっと」(総合トップ)ホームページアドレス
<https://www.shisetsuyoyaku.city.suginami.tokyo.jp/user>
- 杉並区公式ホームページ
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>からも接続可能です。
毎月27日の空き枠申込開始日などは申し込みが殺到し、システムに繋がりにくい場合があります。



「さざんかねっと」の利用方法

1.利用者登録

「さざんかねっと」を利用するには事前に施設窓口で利用者登録が必要です。登録窓口は、地域区民センター、区民集会所、区民会館、コミュニティふらっと、座・高円寺、区役所地域課等です。なお、杉並会館、ゆうゆう館、ゆう杉並、児童館、子ども・子育てプラザ和泉、および無人の会議室では利用者登録はできません。(登録施設一覧3ページ参照)

また、閉館時間間際の登録はお受けできない場合がありますので、時間に余裕をもってご来場ください。**団体代表者（または個人登録）として利用者登録ができるのは、16歳以上の方です。同一の個人・団体が複数の登録はできません。**また、利用者登録申請ができるのは団体の代表者本人または連絡責任者です。(さざんカード登録団体のみ構成員でも可能)

登録された方には「さざんかねっと利用者登録カード」を発行します。施設のご利用や使用料のお支払いの際に提示していただきますので、大切に保管してください。

利用者登録時の登録種別によって、申込の流れ（10ページ参照）が決まります。

●利用者登録要件と必要な書類

登録種別	登録要件	本人確認資料(必要書類)※2・※3	ご利用にあたって
さざんカード登録団体	以下の要件をすべて満たしている団体 ・構成員が5人以上で、そのうち3分の2以上の者及び代表者が、区内に住所を有する者(区内在勤者、区内在学者及び区内に所在する団体の構成員を含む。)である。 ・16歳以上の者を2名以上含む団体 ・代表者・連絡責任者は16歳以上である。 ・会則(規約)と名簿を備え付けている。 ・代表者が、同じ利用種目(同様の活動内容含む)で2つ以上の団体の代表者を兼ねていない。 ・政治、宗教、営利※1を目的とした団体でない。	・申請者本人の確認ができる証明書 ・構成員名簿(区民が3分の2以上含まれていること) ・会則(規約)(119ページ参照) ・名簿記載者のうち <u>3分の2以上の区民の氏名および住所が確認できる証明書かそのコピー。</u> (代表者は必須)※2 在勤・在学の場合は、勤務先または学校の所在地が確認できる証明書かそのコピー。※3 ・家族のみでの登録はできません。	・優先団体抽選申込(1次抽選)から抽選申込可能です。
区内利用者	・区内在住・在勤・在学の者、または、区内在住・在勤・在学の者が1人以上含まれている2名以上の団体で代表者が、区内に住所を有する者(区内在勤者、区内在学者及び区内に所在する団体の構成員を含む。) ・16歳以上の者か、16歳以上の者を2名以上含む団体(団体の代表者は16歳以上)	【個人の場合】 ・登録者本人の確認ができる証明書 【団体の場合】 ・代表者本人の確認ができる証明書 ・構成員名簿(区民が1人以上含まれているもの)	・一般抽選申込(2次抽選)から抽選申込可能です。
区外利用者	・区外の者、または、区外の者だけで構成される2名以上の団体 ・16歳以上の者か、16歳以上の者を2名以上含む団体(代表者は16歳以上)	【個人の場合】 ・登録者本人の確認ができる証明書 【団体の場合】 ・代表者本人の確認ができる証明書 ・構成員名簿	・抽選申込はできません。 ・空き枠から申込が可能です。

※1:営利目的で活動している法人でのさざんカード登録団体の登録はできません。
営利を目的としていない団体についても、以下の活動は認められません。

- ①入場料・参加費を徴収するもので実費を大きく上回るもの
 - ②申込者自らが講師となって勉強会、講習会、教室等を開催し、授業料などを徴収するもの
 - ③施設内で直接金銭の授受を伴う販売行為をするもの
 - ④上記の行為は行わなくとも、一般の参加者を募り、特定の企業の製品等の宣伝・広告・勧誘の類を行うもの(マルチ商法の勉強会も含む)
- ※2:本人の確認ができる証明書の例:健康保険証、資格確認書、運転免許証、運転経歴証明書、住民票、パスポート(住所が確認できるものに限る)、マイナンバーカード(個人番号カード)※、学生証、社員証など、住所・氏名が確認できるもの。**申請者は証明書の原本で本人確認をします。**
※マイナンバーカードについては、表面のみ掲示いただき、裏面の個人番号は確認しません。

- ※3:在勤・在学の確認書類
- ①在勤:勤務先で発行された身分証明書、在勤証明書(名刺不可)
 - ②在学:学生証、在学証明書
 - ③氏名、企業・学校名及び所在地、企業・学校の代表者の名前、社判・校印の記載が必要

2.登録の有効期限・登録更新について

登録の有効期限は3年間です。すべての登録種別で更新が必要です。
※**年度単位**での管理で、登録した年度の初日（4月1日）から翌々年度の3月31日までです。
更新手続きは、有効期限の2か月前から3月31日までの間に手続きを行ってください。**必要書類は登録時と同じです。**
なお、更新時期には、更新案内の画面が表示されます。

3.登録についての注意

- 次に該当する場合、利用者登録を取り消させていただくことがあります。
- 利用者登録や施設利用の内容に虚偽や不正があった場合
 - 区の指示に従わないとき
 - 登録要件を欠いたとき
 - 登録者として不適格と認めた場合
 - 一個人及び一団体につき2以上登録していることが判明したとき

実活動としては1つの団体であるにもかかわらず、複数の団体として不正に登録することは、公正・公平な施設の利用を阻害し、他の方への迷惑となります。これらの行為については、調査を実施し、改善されない場合は登録の取り消しを行うことがありますのでご理解ください。

〈特に以下のような場合は登録できないか、抹消の対象となります。〉

- 団体での登録において、代表者・連絡責任者を入れ替えただけの場合
 - 利用種目が異なるとして別登録したが、施設の利用実態が同一種目である場合
 - 代表者や団体名は異なるが構成員の過半数が一致する場合
 - 直前キャンセルや無断キャンセルにより利用制限期間になってしまったので、別団体として新規登録しようとした場合
 - 抽選に当たりやすくするため、1つの団体を分割して2つの団体として登録しようとした場合
- ※登録の際、登録要件に疑義が生じたときや、他施設にある資料を取り寄せて確認する必要がある場合等は、その場で申請書等をお預かりし、後日登録要件を満たしていることが確認できた時点で登録する場合がありますので、ご了承願います。

4.メールアドレスの登録(抽選結果メールの送信)について

さざんかねっとでは、メールアドレスを登録しておくで抽選申込した方に、「抽選結果メール」を利用確定期間初日（優先団体抽選は24日、一般抽選は10日）に順次送信いたします。当選された方は、確定期限までに「当選確定」をお願いいたします。
メールアドレスは、利用者登録後、「利用者情報」➡「登録済利用者情報の変更」からご登録ください。(43ページ参照) 登録後の変更も可能です。
メールアドレスは1団体に1つと限定しております。メールアドレスのご登録がない場合は、抽選結果メールは送信されません。また、迷惑メールフィルターなどの設定をされていると受信できないことがあります。メールアドレスを登録しない団体・個人の方は、従来どおりさざんかねっとでご確認ください。



5.登録事項の変更について

登録事項に変更が生じた場合には、速やかに利用者登録をした施設に変更の届出をお願いいたします。
変更の届出は代表者または連絡責任者（登録している必要があります。）のみ行うことができます。ただし、利用者登録をした施設が改修等により休館中の場合は、他の施設で受付します。
なお、代表者・連絡責任者の変更の場合は、新しい代表者・連絡責任者が届け出てください。
メールアドレス、パスワードは、利用者がシステムで変更することが可能です。

6.当日使用の電話受付について

①使用日当日は、システムで予約入力できません。使用日当日に限り、電話および施設窓口で申し込みをお受けします。空き状況を確認のうえ、登録番号・部屋名・使用時間等を各施設にご連絡ください。
②利用種目や備品の在庫状況によりお受けできない場合があります。また、使用しなかった場合は利用制限対象となりますのでご注意ください。
③同時刻に同じ部屋の予約が窓口と電話であった場合は、窓口を優先します。
*除外施設：セシオン杉並ホール、座・高円寺、勤労福祉会館ホール、ゆう杉並、児童館、子ども・子育てプラザ和泉

7.利用時間の延長、および、延長料金について

「午前と午後①」、「午後①と午後②と夜間」「午前と午後①と午後②と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間についても、延長使用料を徴収いたします。
これとは別に、午前・午後（午後①・午後②）・夜間の時間帯の予約について、利用時間の延長ができます。延長には前延長と後延長があり、前延長なら予約本体部分の45分前、後延長なら予約本体部分の45分後まで利用時間が延長できます。ただし午前の前延長はできません。**夜間の後延長ができない施設もあります。**後延長の場合、45分に退室できるようにしてください。
また、1時間ごとの利用時間帯の部屋や管理上支障がある施設の場合、延長できないこともあります。延長料金はそれぞれの室場ごとに利用料金を設定（中間・前延長・後延長とも同額）しています。
中間の延長時間は、「午前」と「午後①」、「午後②」と「夜間」などを同時に指定すると、自動的に予約されます。

●集会室の例

午前
午前9時～12時
(3時間)

延長
使用料

午後①
午後1時～3時
(2時間)

延長
使用料

午後②
午後4時～6時
(2時間)

延長
使用料

夜間
午後7時～9時
(2時間)

延長
使用料

「午前と午後①」「午後①と午後②」「午前、午後①、午後②、夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間についても、延長使用料を徴収します。

8.使用の取り消しと利用制限

●**予約の変更や取消は、利用日の7日前までに行ってください。この期日を過ぎて予約の変更や取消を行うと、利用制限の対象（直前キャンセル）となります。**
●**なるべく多くの方が使用できるよう、使用できないとわかった時は、早目に取り消しの手続きをお願いします。**
施設の有効利用や申し込みの健全化を図るために、利用の取消日によって利用制限を設けています。
利用制限とは、「さざんかねっと」による「新規の抽選申込」、「新規の使用申請」および「予約内容の変更（使用時間帯の追加等）」ができなくなることです。
①**直前キャンセルや無断キャンセルを行うと利用制限がかかります。**
施設の利用計画は適切に行い、ご予約後変更がある場合は、お早めに取り消しされるようお願いします。
直前キャンセル＝使用日6日前以降のキャンセル

無断キャンセル＝取消の申し出なしのキャンセル

- ②**利用制限期間となっても既に予約申請済みの施設の利用はできます。**また、予約内容の確認、取消手続きについてもご利用は可能です。
③悪天候（台風や大雪等）で交通機関の遮断があったときなど、施設利用が困難と区（施設管理責任担当部署）が判断した場合は、利用者からの取り消し申し出により利用制限措置は行いません。悪天候により施設を利用しない場合は、事前に利用予定の施設へご連絡ください。

●利用の取消・利用制限対象

取消日	7日前まで	6日前から前日	当日	取消がなかった場合
料金支払い前の場合	・さざんかねっとから取り消してください。 ・利用制限はありません。	・さざんかねっとから取り消してください。 ・直前キャンセルの対象となります。 (一部、除外施設あり)	・各施設にお申出ください。 ・直前キャンセルの対象となります。	・無断キャンセルの対象となります。
料金支払済の場合	・料金を支払済の場合は窓口での手続きとなります。 ・利用制限はありません。	・料金支払済の場合は利用制限の対象とはなりませんが、料金の還付は受けられません。		
使用の取消は、12ページ以降の申込のスケジュールと注意事項をご覧ください。				

●利用制限期間および開始日

キャンセル内容	利用制限期間	利用制限開始日
直前キャンセル	30日間	使用日の8日後から
無断キャンセル	90日間	

例) 7月14日の取消をしたい

- ➡7月7日に取消をすれば利用制限はかかりません。
➡7月8日から7月14日の使用時間前までに取消した場合、7月22日から30日間の利用制限がかかります。
➡取消をせずに7月14日に施設を使用しなかった場合、7月22日から90日間の利用制限がかかります。

7月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●利用制限の解除について

- ①団体活動への支障などの理由から利用制限解除の申し出があった際に、区が必要と認めた場合は、直前キャンセルまたは無断キャンセルをした予約施設（②の場合のように複数ある場合は全ての施設の）使用料（利用料金）の納付を条件に利用制限を解除します。
②利用制限期間中に事前に予約していた施設に対して再度直前キャンセルまたは無断キャンセルをした場合など、直前キャンセルまたは無断キャンセルをした予約が複数施設にある場合は、それぞれの施設で入金をお願いします。
③直前キャンセルや無断キャンセルを行った場合、**利用制限開始日(使用日翌日の8日目)前**に、施設に使用料(利用料金)を納付した場合は、利用制限はかかりません。